

危険有害作業以外の個人事業者等対策 (過重労働、メンタルヘルス、健康管理等)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

＜検討の論点＞

- ・検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
- ・発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
- ・個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

＜検討の論点＞

- ・労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。

※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。（物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。）

3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

＜検討の論点＞

- ・検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

現状・課題

(1) 災害の発生状況

- ・ 平均の週就業時間が60時間を超える（月80時間を超える時間外労働に相当）自営業主、フリーランス、中小事業主の割合は、いずれの業種でも労働者よりも高い傾向。
- ・ 労災特別加入者については、労働者と同様に脳・心臓疾患、精神障害が発生している。
- ・ 個人事業者や中小事業主は、労災保険が任意加入であるため、脳・心臓疾患や精神障害は特別加入者しか把握できず、統計的な分析や傾向の詳細な把握が困難であるのが現状。

(2) 災害の特徴

- ・ 労災特別加入者の脳・心臓疾患、精神障害は、労働者に比べ年齢が高い傾向にある。
- ・ 労災特別加入者の脳・心臓疾患は、中小事業主では卸売・小売、宿泊・飲食、建設の順に多く、一人親方では建設が多い。
- ・ 労災特別加入者の精神障害は、中小事業主、一人親方ともに建設が多い。
- ・ 労災特別加入者の脳・心臓疾患、精神障害は、ほとんどが従業員数10人未満で発生。
- ・ I T分野のフリーランスの災害として多いものは、精神障害、脳・心臓疾患、内臓疾患。
- ・ フリーランスのストレスや悩みの原因是、収入の低さ、売上げ・業績・資金繰り、今後の事業展開等が多いとする調査がある（労働者は職場の人間関係が最多）。

現状・課題

(3) 対策の現状

- ・ フリーランスの4割以上が健康診断を受けていないとする調査がある。
- ・ 労災特別加入者の脳・心臓疾患事案の約半数は健康診断を受けていない。
- ・ フリーランスの約85%がストレスチェックを受けたことがないとする調査がある。
- ・ フリーランスは、長時間労働や心身の不調があった場合も約3割は何も対処していないとする調査がある。
- ・ 労災特別加入者の分析では、自営業者、役員等は長時間労働や休息・休日等が取りにくいなど労働時間の裁量性が制限される働き方がみられた。
- ・ 病気等の特別な理由がないと発注者からの仕事が断れないことがあるフリーランスが約4分の1いるとする調査がある。
- ・ 契約や予定にない業務も発注者から命令されることがあるフリーランスが約2割いるとする調査がある。

前回までに出された意見のポイント

(1) 発注者による取組等

- ・建設業において、国や県発注の事業で工期を短縮することが入札要件とされているなど、発注者側が工期の短縮を求める傾向。
- ・納期が厳しいことによる過度のストレスや長時間労働が要因で労働災害が発生する場合がある。

(5) 個人事業者等に対する支援

- ・健康のリテラシー向上を目的とした研修、健診の受診勧奨などの啓蒙が重要。

論点（案）

（1）過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方

＜個人事業者等自身による取組＞

- 個人事業者（フリーランス）、中小企業事業主、役員等が長時間労働による脳・心臓疾患やメンタルヘルス不調とならないようにするためには、どのような取組が必要か。
- 自らの就業時間の状況、疲労の蓄積の状況、ストレスの状況を把握させることが重要ではないか。そのために有効な方法としては、どのようなものが考えられるか。
- 長時間労働による疲労の蓄積や、高ストレスな状況となった場合に、相談対応や医師による面談を含め適切な対応につなげるための方策としては、どのようなものが考えられるか。

（参考）※労働災害は長時間労働者の面接指導、ストレスチェックやその結果に基づく措置の義務があるが、個人事業者等にはない。

【労働安全衛生法】

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者（次条第一項に規定する者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと）を行わなければならない。

- 2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。
- 3 （略）
- 4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。
- 5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

論点（案）

第六十六条の八の三 事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（次条第一項に規定する者を除く。）の労働時間の状況を把握しなければならない。

第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 (略)

5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

7～9 (略)

- 個人事業者等の脳・心臓疾患及び精神障害の事案の年齢が、労働者に比べて高いことや、健康診断の受診率が低いことを踏まえ、どのような対策が必要と考えられるか。

<発注者等による取組>

- 個人事業者等の受注者的心身の健康に影響を及ぼすような発注（短納期発注、発注後の方的な条件変更や契約にない業務の依頼、発注者側の地位を利用した業務の強要等）を防止するために、どのような対策が必要と考えられるか。

(参考) ※安衛法等において、注文者に一般的な配慮義務はある（具体的な規定はない）。

【労働安全衛生法】

第三条 (略)

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

論点（案）

- 発注者ではないが、個人事業者等の健康確保に影響を及ぼすような条件設定やルールの設定を行っている者（プラットフォーマー）について、個人事業者等の健康を確保するために、どのような対策が必要と考えられるか。

（2）個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

- 個人事業者等の過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調を防止するために、どのような支援が必要か。また、その支援は、誰が行うことが適当か。

(参考)

【労働安全衛生法】

第十九条の三 国は、第十三条の二第一項の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

第六十六条の十 (略)

9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。

第七十一条の四 国は、事業者が講ずる快適な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するため、金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。